

「中小企業サイバー攻撃被害事例収集等業務」に係る一般競争入札 に関する質問及び回答(Q&A)

最終更新日 2023年7月27日
独立行政法人情報処理推進機構

項番	資料名	頁番号	項目名	質問内容	回答内容	回答掲載日
1	Ⅲ. 仕様書	p.19 (4.1. サイバーセキュリティ懇談会の開催)	開催場所について	サイバーセキュリティ懇談会の開催会場8か所は、どの都市で行うかは、業務実施の中で決めていくのか、それとも予め地域バランス的なものを考慮して決まっているのか。	IPAから連携先の商工会議所および商工会等に対し協力を仰いでいる状況であり、今後、具体的な調整に入る予定。現在のところ、北海道、沖縄を除く地域での開催を想定している。	2023年 7月25日
2	Ⅲ. 仕様書	p.20 (4.2. サイバー攻撃被害事例のコンテンツ化)	インタビュー(個別取材)の実施、コンテンツの取りまとめについて	個別取材(インタビュー)を実施するにあたり、被害事例にはセンシティブな情報も含まれていると推察されるため、被害事例企業との秘密保持契約の締結が必要となる場合はあるか。	被害事例企業への個別取材の際の秘密保持契約の締結については想定していないが、必要な場合はIPAが対応を行う。	2023年 7月25日
3	Ⅱ. 契約書(案)	p.6 (第2条 再請負の制限)	再々委託について	仕様書を拝見する限り、再々委託については禁止の旨がない認識だが、適正な範囲や必要性に鑑みたと行って問題ないか。	請負業務の全部を第三者に請け負わせない限り、再委託(契約書上は再請負)及びその再委託先からさらに第三者に請け負わせる再々委託をすることは禁止されていませんので、請負業務の完遂に影響のない範囲内で再委託及び再々委託をご検討ください。	2023年 7月27日
4	Ⅲ. 仕様書	p.19 (4.1. サイバーセキュリティ懇談会の開催)	ゲストスピーカーへの謝金支払い	サイバーセキュリティ懇談会の開催(計8回)において、ゲストスピーカーへの謝金支払いについては、懇談会1回につき対象者は1名となり、謝金の支払い対象も最大8名の認識で問題ないか。	ゲストスピーカーへの謝金支払いについては、ご認識のとおりで問題ありません。 なお、サイバーセキュリティ懇談会においては、ゲストスピーカーに加えてセキュリティ専門家に対しても謝金を支払うことから、2人×8回の16人・回分の謝金を支払う必要があることをご留意ください。	2023年 7月27日